

(改正後全文)

老発第 0521001 号
平成 15 年 5 月 21 日

最終改正
老発 0514 第 3 号
令和 2 年 5 月 14 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

老人保健健康増進等事業の実施について

標記については、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営を図るため、今般別紙のとおり「老人保健健康増進等事業実施要綱」を定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

老人保健健康増進等事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。本要綱は、「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に定める外、老人保健健康増進等事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 事業を実施する主体(以下「実施主体」)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 次のいずれかであって、申請した事業が老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、採択された団体とする。

(1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)

(2) 厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

二 前号の(2)に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人であること。

三 過去に法令等に違反する等の不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していること。

(老人保健健康増進等事業評価委員会の設置)

第3条 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業の採否のための評価及び第4条第2項第2号に係る評価を実施するため、老健局長が「老人保健健康増進等事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、老健局長が別に定める老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱によるものとする。

(対象事業)

第4条 本事業の補助対象事業は、別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

一 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、老健局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。

二 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。

三 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

2 次に該当する事業は、対象としない。

- 一 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
- 二 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
- 三 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- 四 営利を目的とした事業
- 五 補助対象額が500千円に満たない事業

（事業の実施主体の責務）

第5条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約する書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。

2 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物（調査研究等をまとめた報告書冊子）を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 実施主体は、事業が採択された際には、採択された事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法により、速やかに公表しなければならない。

また、交付要綱11に基づき事業実績報告書を提出した際には、事業結果の概要及び事業の成果物を電子媒体（PDF形式）により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載終了した時点において老健局総務課へ報告しなければならない。なお、ホームページへの掲載は、原則として補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間行うものとする。

4 実施主体は、事業開始後6か月を目途に、事業の進捗状況について、書面を用いて老健局総務課に報告しなければならない。ただし、事業実施期間が6か月に満たない場合はこの限りでない。

5 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに老健局総務課に提出しなければならない。

6 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

（事業の名称）

第6条 国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

（交付要綱別表の対象経費を算定するための額）

第7条 交付要綱別表の3対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において、他の補助事業及び実勢を勘案し、毎年度、別に定めることとする。

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○介護サービス共通		
1	新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所の経営への影響に関する調査研究事業	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、介護サービス事業所における費用構造の変化の有無や当該感染症への対応に関連した費用面への影響、今後の経営への影響の見通しの傾向等をアンケート等により把握する。 また、当該感染症への対応により、令和２年度に実施する介護事業経営実態調査への回答が困難になる事業所に対して、情報通信技術等を活用した新たな回答支援を試行的に実施することを通じて、効率的に回答する上での課題や今後の調査に向けた支援策を整理し、報告書にとりまとめる。 【本事業の特記条件】 ・介護事業経営実態調査の回答支援については、当該調査の受託者と密に連携すること。 ・新型コロナウイルス感染症の経営への影響については、特定のサービスに偏ることなく、介護事業経営実態調査の対象サービスについて定量的に把握し、当該調査の公表時期（令和２年10月予定）までに概況をとりまとめること。 ・新型コロナウイルス感染症に留意して実施すること。
○施設サービス		
（介護施設共通）		
2	新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成事業	新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、心理・社会的影響を受けた介護施設等の職員に対する支援として、介護施設等における精神保健上の支援事例を収集し、介護施設等の職員向けのサポートガイドの作成を行う。 【本事業の特記条件】 サポートガイドの作成に当たっては、精神保健の有識者の意見を踏まえること。
（特別養護老人ホーム）		
3	特別養護老人ホームにおける居住環境のあり方に関する調査研究	本調査研究事業では、介護老人福祉施設での居室類型ごとのハード面・ソフト面両面における実態把握や好事例の収集等を行い、居室の類型に関わらず入所者にとって望ましい居住環境を調査する。 ユニット型と多床室の人員配置・ハードの違いも含め、職員のケアに当たっての動き方や、ケアの在り方を検討・調査。施設や有識者へのインタビューも実施するものとする。
○認知症施策		
（医療・ケア・介護サービス・介護者への支援）		
4	認知症カフェにおける新型コロナウイルスの影響と緊急事態宣言等の状況下における運営のあり方に関する調査研究事業	認知症カフェは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあい、日頃の抱えている問題や課題を相談したりするなど、いわゆる「空白の期間」において、地域社会からの孤立を防ぎ、認知症の人と家族の心理的負担を軽減し、「認知症になっても安心して暮らせる地域」の実現に貢献している。しかしながら、新型コロナ感染症対策の一環として、全国各地で中止を余儀なくされている状況であり、その影響や課題を調査し対応策を検討していく必要がある。 このため、 ① 認知症カフェ中止の影響や課題等の実態を調査するとともに、 ② 調査の過程において、工夫して不安を取り除いたり、コミュニケーションをとっている事例等を収集し、その効果や運営方法を分析し報告書としてまとめる。 ③ また、インターネットを使ってそれぞれの参加者の顔を画面上で見ながら会話ができるオンラインコミュニケーションツール（例：「Zoom（ズーム）」）』を活用したモデル事業を実施し効果や課題を把握するとともに、 ④ 実態調査、好事例の分析やモデル事業の結果を踏まえ、簡易に活用・運用できる手引書を作成する。
5	認知症の人の家族が認知症を正しく理解し適切な対応につなげるための取組の普及促進に関する調査研究事業	認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のＢＰＳＤの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能であり、心理的負担の軽減につながる効果も期待できるが、地域における家族教室や家族同士のピア活動の具体的な内容やその効果等については、十分整理・分析されていない。 このため、 ① 認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動の事例を収集するとともに、 ② その効果や運営方法等を分析し、好事例をまとめた運営の手引きを作成する。